

サステナビリティ保証：何が期待されるか



制度上の要求事項への転換：政策担当者及び規制当局は、サステナビリティ報告及びその保証の義務化導入に向けて急ピッチで動いている。既に任意で報告を行っている企業であっても、サステナビリティ報告の義務化には、ガバナンス体制の構築や、サステナビリティ報告に関する厳格なプロセス、システム、さらに内部統制の整備に時間を要するだろう。これらは全て内部的な評価や外部保証を通じて試されることになる。偏向のない見積り、仮定、シナリオ分析、そして、信頼できるバリュー・チェーン情報が重要になる。作成者は、報告に関する要求事項に従い、強固な新マテリアリティ評価を策定しなければならない。

気候変動のような重要な地球規模の問題について、十分な情報に基づいた意思決定を行うために、ステークホルダーは、企業の温室効果ガス排出やその他のサステナビリティ関連事項について、信頼できるデータと記述情報を必要としている。企業が保証業務実施者を起用し、これらの開示について保証を得ることで、利用者の情報に対する信頼と信用が高まる。

今後見込まれること：多くの国又は地域では、報告と保証双方の要求事項について段階的アプローチの導入を選択している。これは、新しいサステナビリティ報告基準を適用し情報システムや報告プロセスを導入する作成者側の準備状況を反映している。サステナビリティ開示の利用者は、国又は地域特有の要求事項や市場慣行にもよるが、当初は、一部のサステナビリティのトピック（例：気候変動）のみを対象とし、財務諸表監査（合理的保証）とは異なるレベルの保証（限定的保証）を提供する保証業務が行われる可能性を見込む必要がある。さらに、保証の結論が除外事項付結論となることもある。（以下の定義と[IFACウェブサイトの文例](#)を参照）。

一方、保証業務実施者は、新しいグローバルな[国際サステナビリティ保証基準（ISSA）](#)とグローバルな倫理基準に従って、新しいサステナビリティ関連のデータセット、プロセス及び内部統制をテスト、分析、評価するための方法論を開発している。

保証水準

「サステナビリティ情報開示と保証の現状」調査によると、現在、ほとんどの業務が合理的保証の結論に至っていない。

合理的：合理的保証業務では、財務諸表監査と同様の水準の保証を得る。業務実施者は、合理的な保証（すなわち、絶対的ではないが高いレベルの保証）を得るために立案された手続きに基づき、サステナビリティ情報に重要な虚偽表示がないことを示す十分かつ適切な証拠を収集する。

限定的：合理的保証業務に比べ限定した手続きにより、業務実施者が十分かつ適切な証拠を収集し、サステナビリティ情報に重要な虚偽表示があると信じさせる事項が業務実施者に認められたかどうかを結論付ける。

保証業務の除外事項付結論の類型

除外事項付意見（結論）は、財務諸表監査では一般的ではないが、新たな報告及び保証の要求事項の初度適用で発生する可能性がある*。

限定付結論

虚偽表示や業務実施範囲の制約の影響又はその可能性は、重要ではあるが、広範ではない。

結論の不表明

重要かつ広範な業務実施範囲の制約が存在し、業務実施者が結論を形成するために十分かつ適切な証拠を入手することを妨げている。

否定的結論

サステナビリティ情報に虚偽表示があり、その虚偽表示は重要かつ広範囲に及んでいる。

* 例えば、サーベンス・オクスリー法のもとでの財務報告に係る内部統制に対する監査人の否定的意見は、初度適用当初、現在のレベルの2倍だった。

行動の呼びかけ：

会計専門家、市場規制当局、作成者、投資家、そしてサステナビリティ開示の全ての利用者は、相互に関与し、右記を含む質の高いサステナビリティ保証の提供について共通の理解を深め、コミットする必要がある。

- 独立した制度保証が財務諸表監査と共に実施されること。
- 独立性、倫理、品質管理など、IAASB及びIESBAのグローバル基準に従って業務が実施されること。
- 企業の好事例に支えられた報告及び保証の要求事項が最終的にはサステナビリティ情報に対する合理的保証を提供すること。

著作権©[2024年6月] 国際会計士連盟（IFAC）。無断転載を禁じます。IFAC の許可を得て使用しています。

本翻訳の複製、保存、送信又は他の類似する使用については、permissions@ifac.org へ問合せの上、許可を得なくてはならない。